



流山市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成28年9月14日に請求のあった「流山市職員措置請求」について、同法同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年11月4日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 中 川



流山市職員措置請求について

第1 請求の受理

1 請求人

住 所 (略)

氏 名 請求人代表ほか1名

2 請求書の提出

平成28年9月14日付で請求書が提出され、同日受付をいたしました。

3 監査の要旨

請求人提出の流山市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求要旨は次のとおりと解釈しました。

(1) 財務会計上の行為又は怠る事実に関して

市は、平成23年度から「放射線に係る健康相談」を実施している。平成23年の東京電力福島原子力発電所の事故以来、ホットスポットとなった流山市の子どもを持つ保護者などを対象にした医師による個別相談である。

本措置請求書は、平成27年度・28年度に行われた個別相談の担当医師に支払われた報酬が市の一般的な相談事業と比べ法外に高く、不明瞭な事業のまま続けていることに対して監査を要求するものである。

(2) 違法性、不当性について

まず、医師の仕事と報酬に対する不釣り合いな金銭の出費の問題を指摘する。「放射線に係る健康相談実施状況」資料1、1-2によると面談時間は、ほぼ1人30分以内で3万円支払われている。次に、医師の仕事としての比較である。この健康相談に支払われた医師への報酬（報償に変更）は、ほかの医師の医療活動と同じ1日として計算されている。

ア 年間わずか1～2件しかない相談事業を見直すこともなく続けている個別相談は、東葛地区では松戸市と流山市のみであって、松戸市は平成26年度の年間2件を最後に中止した。(資料2、平成27年度6月議会提出の陳情文書から)平成27年度以降行っているのは流山市のみである。他自治体における放射線相談は保健師や看護師が担当し、解決できないときは医師や千葉市の放射線医学総合研究所を紹介し、自治体としての報酬は払っていない。

イ ミニ講座

平成26年度から市は放射線に係る健康相談と合わせてこれまで実施していない医師による放射線のミニ講座を始めた。広報ながれやまによるとミニ講座については一行しか書かれてなく、市民は何もわからない。(資料3)また、流山市で行われている一般的な育児相談には、放射線に係る健康相談の実施については書かれていない。(資料4)これは医師のボランティアではなく報酬(報償に変更)の活動の一部として健康増進課が企画したものである。

(3) 措置請求

- ①この事業は全国的に見てもきわめて特殊な相談事業で、平成27年度、28年度の医師の報酬(報償に変更)を見直すための市民を入れた検討委員会を開くこと。
- ②その結果生じた差額は流山市長、健康福祉部長が市に返納すること。
- ③ミニ講座は、ほとんどの市民は正当な恩恵を受けられず不利益をもたらした。その事業企画の経費の平成27年度分、28年度分を市長と健康福祉部長が市に返納すること。
- ④放射線に係る健康相談とミニ講座については、事業の廃止、もしくは見直しを行うこと。

(1) 請求人から提出された書面(地方自治法第242条第1項による)(添付省略)

- 資料 1 放射線に係る健康相談実施状況（平成 27 年）
- 資料 1 - 2 放射線に係る健康相談実施状況（平成 28 年度）
- 資料 2 各自治体の甲状腺エコー検査取り組み状況
- 資料 3 広報ながれやま平成 28 年 7 月 21 日号
- 資料 4 育児相談（市ホームページ（写し））
- 資料 5 契約にかかわる文書（依頼書・回答書・支給調書）
- 資料 5 - 2 放射線に関わる健康相談実施方法・健康相談アンケート、アンケート結果
- 資料 6 放射線に係る健康相談医師の派遣について（写）
- 資料 6 - 2 アンケート協力のお願ひ、健康相談終了後のアンケート

3 請求の受理

本件請求（「放射線に係る健康相談」（以下健康相談という。）に関する件）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の事実証明等所定の要件を具備しているものと認め、平成 28 年 9 月 14 日にこれを受理しました。

なお、本件請求の要件審査に当たって、「請求人は、放射線に係る健康相談実施状況による面談時間に対して支払われている報酬（後に報償に訂正）が他の法律相談や税務相談と比べ高額と主張している。」と判断しました。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 放射線に係る健康相談における医師の報酬（報償に変更）が不当に高額であるかどうか、とします。

住民監査請求は、違法・不当な財務行為又は怠る事実を対象として認められているものです。措置請求③及び④については、事業の非効率性を理由とした措置請求と認められることから、住民監査請求の違法・不当な財務行為又は怠る事実を理由とした措置請求には該当しないと判断しました。

- (2) 監査対象部局

健康福祉部を監査対象とし、関係書類を調査するとともに関係職員から陳述を聴取しました。

2 請求人の陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年10月11日に陳述の機会を設けました。なお、陳述に際して「放射線に係る健康相談医師の派遣について(写)」、「アンケート協力のお願い」、「健康相談終了後のアンケート」(資料6、資料6-2)の提出がありました。

(1) 陳述の要旨

・医師の報酬について

放射線相談の時間は20分で2人、それで3万円支払われている。1人の場合でも3万円支払われました。2時間の拘束時間で3万円ということであるが、この状況を改善していません。

報酬に関わる条例に基づく、市医報酬の日額24,800円を超える根拠を確認するため資料請求したら医師に対する報償であることがわかりました。他市と比べ高額になっていないか。松戸市は平成26年に放射線相談を中止しました。松戸市は2万円いくらと聞ききました。

・ミニ講座について

平成26年度から育児相談に来た人にミニ講座を開催しています。放射線相談を受ける人が少ないので、育児相談を利用している。育児相談は年24回開催されるが、ミニ講座は8月4日に保健センターに来た人しか見られない。

市はこの事業を続けていくのか。相談者が増えていないので違う方法を考えていくべきです。

3 関係機関の陳述

平成28年10月11日に健康増進課から陳述を聴取しました。

(1) 陳述の要旨

「健康相談」は、放射線の影響による健康への不安を解消し、安心して日常生活を送ることができるように中学生以下の子を持つ保護者及び妊婦を対象に国立がん研究センター東病院の放射線専門医師により実施しています。

実施方法は、広報・市ホームページで相談者を募集し、予約

制とし、事前に相談内容を担当医師に伝えた上で実施している
ので、個々のニーズに合ったきめ細やかな相談となっていると
認識しています。平成23年度から現在までの個別相談実施回
数は、合計27回で75名となっています。

さらに、平成26年度からは保健センターで実施する育児相
談実施日に合わせて健康相談を開催し、除染作業が終了し健康
相談の利用者が減少してきたため、個別相談だけではなく気軽に
相談でき、参加者同士が情報交換できる場を提供する「ミニ
講座」も行っています。なお、ミニ講座の実施回数は合計6回
で143名の参加者がありました。

次に、相談を受ける相談員については、地元根差した専門
家が望ましいとの理由から、国立がん研究センターの東病院の
医師が適当であると判断し、同病院と協議を行いました。その
結果、1回当たりに依頼する相談時間は、2時間とし、医師に
支払う金額は、報償として予算で定める大学教授の謝礼の3万
円を相当として判断したものです。したがって、1回当たりの
単価は妥当であると考えます。また、健康相談における相談件
数は少なくなりましたが、現在も放射線に関する相談は電話等
でも寄せられているため、専門家による相談業務は今後も継続
していく必要があると考えています。

4 事実関係の確認

監査対象部課から本件請求について次の事実を確認しました。

(1) 放射線に係る健康相談開始までの経緯

平成23年3月11日の東日本大震災に起因した「東京電力
株式会社福島第一原子力発電所事故」により、本市を含む東葛
6市には、大気中に拡散された放射性物質による人の健康や生
活環境への影響を心配する多くの市民から、各市長に対し不安
の声が寄せられました。

このため、東葛6市は平成23年6月8日付けで、6市の市
長と放射線専門家3名を加えた「東葛地区放射線量対策協議会」
(以下「対策協議会」という。)を設置しました。対策協議会は

同年7月8日に中間報告を行い、空間放射線量の測定方法・測定地点の選定基準について6市統一のマニュアルを作成し、放射能汚染の全体像の把握、高放射線量区画の低減策の検討、実情に応じた優先順位を定めること等が盛り込まれました。

本市では、子どもが利用する施設の除染を優先するとともに、市民向け放射線講演会の開催などにより放射線に関する情報を周知するなど迅速な除染と情報提供に努めたところです。

中でも保育園で開催したミニ相談会は、対策協議会の委員がボランティアで夕方2時間程度保育園の保護者を対象として井戸端会議的な形態で実施したところ、保護者からはじっくりと話ができ安心感が持てたとの声が寄せられました。

このような対策協議会の委員の献身的な活動により、公立7園、私立13園全てで説明会を開催できたため不安の声は収まり、速やかに除染作業に移行できたことは、非常に大きな成果であったと受け止めています。また、対策協議会の委員は地元根差した専門家であり役割は大きいと評価しています。

このようなことから、放射線に係る健康相談は、保育園児以外の保護者に対しても有意義な効果に結び付くと判断し、平成24年1月から実施することとしたものです。

(2) 平成27年度放射線に係る健康相談の実施方法

(目的) 放射線の影響による健康不安を解消し、安心して日常生活を送ることができるようにするため

(対象) 中学生までの子どもを持つ保護者及び妊婦

(開催回数) 年2回

(日程) 平成27年8月20日(木) 10時から12時まで

平成28年1月18日(月) 10時から12時まで

・個別相談時間は1件15分とし、最大4件としました。

医師は、事前予約がない場合にも依頼しました。

(3) 平成28年度放射線に係る健康相談の実施方法

(目的) 放射線の影響による健康不安を解消し、安心して日常生活を送ることができるようにするため

(対象) 中学生までの子どもを持つ保護者及び妊婦

(開催回数) 年 2 回

(日程) 平成 28 年 8 月 4 日 (木) 10 時から 12 時まで

平成 29 年 1 月 30 日 (月) 10 時から 12 時まで

・個別相談時間は 1 件 15 分とし、最大 4 件とする。

医師は、事前予約がない場合にも依頼しました。

(4) 放射線に係る健康相談の実施回数及び件数

・平成 23 年度	11 回	49 件
・平成 24 年度	8 回	12 件
・平成 25 年度	2 回	3 件
・平成 26 年度	3 回	7 件
・平成 27 年度	2 回	2 件
・平成 28 年度	1 回	2 件 (平成 28 年 8 月末現在)
合計	27 回	75 件

(5) 予算及び支出

報償費 1 回 30,000 円

平成 27 年度 2 回 $30,000 \times 2 \text{ 回} = 60,000 \text{ 円}$

平成 28 年度 1 回 $30,000 \times 1 \text{ 回} = 30,000 \text{ 円}$

支給調書を調査したところ、既に 3 件とも適正に支払われていることを確認しました。

(6) 算出根拠

2 時間を予定し、高い専門知識を有していること、地域に貢献いただける医師に限られることを考慮し、大学教授への報償費 (講師謝礼) 30,000 円として算出しました。

(7) 医師

国立がん研究センター東病院 医師

第 3 監査の結果

1 監査委員の判断

請求人は、3 万円の報償費 (講師謝礼) が高額であると主張しています。そして放射線に係る健康相談に付随するミニ講座についても方法を改めるべきと主張しています。住民監査請求は、違法・不当な財務行為又は怠る事実を対象として認められているものです。

当措置請求にある③及び④については、事業の非効率性を理由とした措置請求と認められることから、住民監査請求の違法・不当な財務行為又は怠る事実を理由とした措置請求には該当しないと判断しました。

2 監査の結果

(1) 結論

ア 措置請求①及び②については、検討の結果、違法又は不当とは言えないと判断し、請求人の請求を棄却する。

イ 請求人の請求に理由がないことから、措置請求③及び④を却下する。

(2) 理由

ア 監査の対象

請求書に記載された事項及び請求人の陳述及び監査制度の主旨に照らし「不当な財務会計上の行為」の防止又は是正する措置として、監査の対象を「放射線に係る健康相談における医師の報償が不当に高額であるかどうか。」としました。

イ 報償費の額が違法又は不当であることを理由とした措置請求①及び②について

報償費は、地方自治法施行規則第15条第2項に別記「歳出予算に係る節区分の「報償金 報酬に掲げるもの以外のもの（謝礼金を含む。）」とされ、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を支出するものと解説されています。また、報償費については、その支出の方法・監査等に特別な取扱いは認められていない（条例や規則などによってその内容を定める必要はない）と解説されています。（地方財務実務提要）

医師に支払われた報償については、医療相談に伴う役務の提供等に対する代償（謝礼）であることから、市は医師に報償を払う必要性があるものと認められます。また、謝礼の妥当性について3万円という金額設定については、平成27年度、28年度の予算編成時に示される報償費に係る基準単価表で、大学

教授への報償費（講師謝礼）が3万円であることを確認しました。放射線という専門性を有する医師に依頼していること、準備のための時間や会場までの交通費なども含まれることも考慮すると、大学教授への報償費（講師謝礼）に準じて報償費を算出することは、不当とは言えるものではないことから、措置請求①及び②は棄却が相当であると判断しました。

ウ 事業の非効率性を理由とした措置請求③及び④について

地方自治法第242条の住民監査請求の対象は、「当該地方公共団体の長、委員会、委員、当該普通地方公共団体の職員」の違法又は不当な財務上の行為及び一定の怠る事実に限られています。請求人が違法・不当と挙げている健康相談及びミニ講座については、健康相談及びミニ講座を企画した事務処理が非効率であるという行政手続の是非を問うものであり、行政手続は非財務行為と解するため、本請求は違法・不当な財務上の行為には当たらないと判断し、請求人の請求に理由がないことから、措置請求③及び④は却下が相当と判断しました。